

2 8 島 監 第 4 4 号

平成 2 9 年 3 月 3 0 日

島 原 市 議 会 議 長 永 田 光 臣 様

島 原 市 長 古 川 隆 三 郎 様

島 原 市 教 育 委 員 会 委 員 長 松 本 正 弘 様

島 原 市 監 査 委 員 山 崎 黄 洋

島 原 市 監 査 委 員 濱 崎 清 志

定期監査結果報告書の提出について

地方自治法第 199 条第 4 項の規定に基づき、平成 28 年度の定期監査を実施しましたので、同条第 9 項の規定により、その結果を別紙のとおり提出します。

平成28年度

定期監査結果報告書

島原市監査委員

目 次

1. 監査の種別	1
2. 監査の対象及び期間	1
3. 監査の主な着眼点	1
4. 監査の方法	2
5. 収入未済金の状況	2
6. 各債権の状況及び監査の結果	5
(1) 市税及び国民健康保険税	5
(2) 老人ホーム入所負担金	8
(3) 保育料	8
(4) 市営墓地管理料	10
(5) 公営住宅使用料、公営住宅駐車場使用料、 公営住宅明渡強制執行費用	11
(6) コミュニティ・プラント施設使用料	11
(7) 市有地貸付収入	12
(8) 生活安定再建資金貸付金	13
(9) 災害援護資金貸付金償還金	14
(10) 福祉扶助費等償還金（生活保護費返還金）	15
(11) 福祉扶助費等償還金（児童扶養手当返還金）	16
(12) 保健事業費費用徴収金	16
(13) 産後のママサポート事業負担金	17
(14) 一般被保険者返納金（国民健康保険事業特別会計）	17
(15) 温泉使用料（温泉給湯事業特別会計）	19
(16) 後期高齢者医療保険料（後期高齢者医療特別会計）	20
(17) 水道料金（水道事業会計）	21
(18) 奨学金貸付基金	22
7. むすび	23

1. 監査の種別

地方自治法第 199 条第 4 項の規定に基づく定期監査

2. 監査の対象及び期間

平成 27 年度における収入未済金に係る事務の執行について

未収金の名称	所管課	書類監査の期間	実地監査日	講評日
市税	税務課	自 平成28年11月29日	平成29年1月17日	平成29年2月14日
国民健康保険税		至 平成28年12月8日		
老人ホーム入所負担金	福祉課	自 平成28年11月4日	平成29年1月17日	平成29年2月14日
災害援護資金貸付金償還金		至 平成28年11月10日		
福祉扶助費等返還金(生活保護費返還金)				
保育料	こども課	自 平成28年11月24日	平成28年12月27日	平成29年2月14日
福祉扶助費等返還金(児童扶養手当返還金)		至 平成28年11月28日		
産後のママサポート事業負担金				
市営墓地管理料	環境課	自 平成28年10月26日 至 平成28年10月28日	平成28年12月9日	平成29年2月14日
公営住宅使用料	都市整備課	自 平成28年10月12日	平成28年12月9日	平成29年2月14日
駐車場使用料		至 平成28年10月17日		
公営住宅明渡強制執行費用				
コミュニティ・プラント施設使用料	道路課	自 平成28年10月18日 至 平成28年10月20日	平成28年12月9日	平成29年2月14日
市有地貸付収入	契約管財課	自 平成28年10月3日 至 平成28年10月11日	平成29年1月17日	平成29年2月14日
生活安定再建資金貸付金	市民安全課	自 平成28年12月9日 至 平成28年12月13日	平成29年1月17日	平成29年2月14日
保健事業費費用徴収金	保険健康課	自 平成28年11月11日 至 平成28年11月22日	平成28年12月27日	平成29年2月14日
一般被保険者返納金 (国民健康保険特別会計)				
後期高齢者医療保険料 (後期高齢者医療特別会計)				
温泉使用料	しまばら観光 おもてなし課	自 平成28年10月31日 至 平成28年11月2日	平成28年12月9日	平成29年2月14日
水道料金	水道課	自 平成28年10月21日 至 平成28年10月25日	平成28年12月9日	平成29年2月14日
奨学金貸付基金	教育総務課	自 平成28年12月14日 至 平成28年12月16日	平成29年1月17日	平成29年2月14日

3. 監査の主な着眼点

- (ア) 前年度収入未済額は確実に調定の繰越がなされているか。
- (イ) 滞納状況と、その理由を明確に把握し記録しているか。
- (ウ) 督促、催告及び時効中断手続きは適時かつ適正に行われているか。
- (エ) 滞納整理について努力が払われているか。
- (オ) 不納欠損処分は適時かつ厳正に行われているか。

4. 監査の方法

事前に作成依頼した監査資料や提出された書類をもとに、法令等に基づき適正に執行されているか調査し、必要に応じて関係職員に質問し、回答又は説明を求めた。

5. 収入未済金の状況

平成 27 年度末の本市における収入未済額は、一般会計、特別会計等、全体で 9 億 640 万 6,871 円である。次表のとおり、一般会計で 4 億 7,723 万 8,134 円となっており(国庫、県補助金等、国や県からの収入未済額等を除く)、このうち市税は 3 億 4,933 万 8,547 円で全体の 38.54%となっている。特別会計の収入未済額は 3 億 8,778 万 7,093 円となっており、このうち国民健康保険税は 3 億 6,400 万 8,839 円で全体の 40.16%である。公営企業会計の収入未済額は水道料金の 2,937 万 8,644 円で、全体の 3.24%である。基金運用の収入未済額は奨学金貸付基金の 1,200 万 3,000 円で、全体の 1.32%である。

不納欠損額については、一般会計で 4,389 万 5,120 円となっており、このうち市税が 4,293 万 540 円である。特別会計では 3,089 万 15 円で、このうち国民健康保険税は 3,053 万 8,746 円である。公営企業会計の水道事業では、不納欠損処分はなされていない。

平成 27 年度決算収入未済額一覧

(単位：円)

会 計	区 分	内 容		調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率(%)	
一般会計	市税	市民税(個人)	現年度分	1,464,207,900	1,449,244,334	106,770	14,856,796	98.98	
			滞納繰越分	91,959,994	10,625,297	11,142,073	70,192,624	11.55	
		市民税(法人)	現年度分	239,258,100	238,658,100	0	600,000	99.75	
			滞納繰越分	2,371,500	258,300	425,500	1,687,700	10.89	
		固定資産税	現年度分	2,093,479,100	2,067,463,795	620,382	25,394,923	98.76	
			滞納繰越分	228,459,433	21,312,687	24,796,476	182,350,270	9.33	
		軽自動車税	現年度分	128,524,100	126,270,900	0	2,253,200	98.25	
			滞納繰越分	10,268,358	1,259,514	884,397	8,124,447	12.27	
		入湯税	現年度分	17,184,420	17,184,420	0	0	100.00	
			滞納繰越分	1,545,370	0	0	1,545,370	0.00	
		都市計画税	現年度分	332,079,800	327,663,670	98,818	4,317,312	98.67	
			滞納繰越分	47,111,372	4,239,343	4,856,124	38,015,905	9.00	
	市税計			4,656,449,447	4,264,180,360	42,930,540	349,338,547	91.58	
	負担金	老人ホーム入所負担金			22,570,119	20,791,626	0	1,778,493	92.12
		保育料			198,427,910	186,915,440	964,580	10,547,890	94.20
		負担金計			220,998,029	207,707,066	964,580	12,326,383	93.99
	使用料	市営墓地管理料			1,671,300	1,654,260	0	17,040	98.98
		公営住宅使用料			208,727,925	203,035,908	0	5,692,017	97.27
		公営住宅駐車場使用料			7,875,441	7,724,339	0	151,102	98.08
		コミュニティ・プラント施設使用料			7,271,340	5,982,996	0	1,288,344	82.28
		使用料計			225,546,006	218,397,503	0	7,148,503	96.83
	財産収入	市有地貸付収入			4,246,478	4,021,506	0	224,972	94.70
		財産収入計			4,246,478	4,021,506	0	224,972	94.70
	諸収入	生活安定再建資金貸付金			84,786,360	2,911,000	0	81,875,360	3.43
		災害援護資金貸付金償還金			21,627,280	1,030,000	0	20,597,280	4.76
		福祉扶助費等返還金(生活保護費返還金)			9,057,758	4,283,141	0	4,774,617	47.29
		福祉扶助費等返還金(児童扶養手当返還金)			1,051,750	119,290	0	932,460	11.34
		保健事業費費用徴収金			3,318,600	3,318,100	0	500	99.98
		産後のマサホト事業負担金			49,750	43,000	0	6,750	86.43
		公営住宅明渡強制執行費用			18,308	5,546	0	12,762	30.29
		諸収入計			119,909,806	11,710,077	0	108,199,729	9.77
		市税以外計			570,700,319	441,836,152	964,580	127,899,587	77.42
	一般会計合計			5,227,149,766	4,706,016,512	43,895,120	477,238,134	90.03	
	国民健康保険事業	国民健康保険税	現年度分	1,340,345,800	1,274,427,295	1,094,000	64,824,505	95.08	
			滞納繰越分	375,583,246	46,954,166	29,444,746	299,184,334	12.50	
		諸収入	一般被保険者返納金		1,150,676	704,665	205,969	240,042	61.24
			国民健康保険計		1,717,079,722	1,322,086,126	30,744,715	364,248,881	77.00
	温泉給湯事業	事業収入	温泉使用料		92,375,625	70,635,479	0	21,740,146	76.47
			温泉給湯事業計		92,375,625	70,635,479	0	21,740,146	76.47
	後期高齢者医療	後期高齢者医療保険料	現年度分	371,624,000	370,805,841	0	1,115,559	99.78	
滞納繰越分			1,255,466	427,659	145,300	682,507	34.06		
後期高齢者医療計			372,879,466	371,233,500	145,300	1,798,066	99.56		
特別会計合計				2,182,334,813	1,763,955,105	30,890,015	387,787,093	80.83	
水道事業	営業収益	水道料金	現年度分	730,050,199	713,015,298	0	17,034,901	97.67	
			滞納繰越分	29,295,572	16,951,829	0	12,343,743	57.86	
	水道事業計			759,345,771	729,967,127	0	29,378,644	96.13	
合 計				8,168,830,350	7,199,938,744	74,785,135	894,403,871	88.14	
奨学金貸付基金				24,039,500	12,036,500	0	12,003,000	50.07	
総 合 計				8,192,869,850	7,211,975,244	74,785,135	906,406,871	88.03	

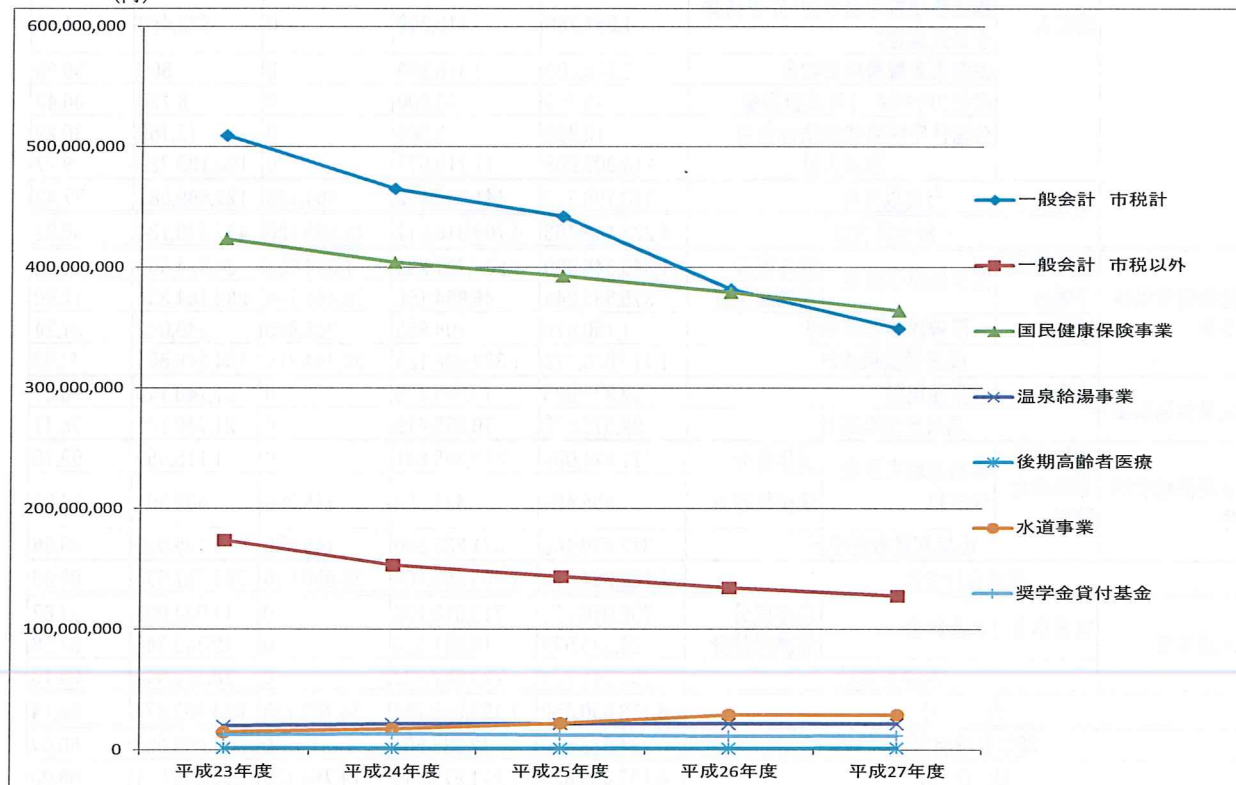
収入未済金額の推移

(単位: 円)

		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
市税	市民税(個人分)	122,798,243	112,448,348	98,206,526	92,139,766	85,049,420
	市民税(法人分)	4,513,700	3,712,200	2,926,400	2,371,500	2,287,700
	固定資産税	303,746,606	277,328,225	271,769,113	228,459,433	207,745,193
	軽自動車税	11,786,831	11,176,131	10,415,926	10,282,458	10,377,647
	入湯税	788,980	836,120	1,545,370	1,545,370	1,545,370
	都市計画税	65,840,006	59,822,358	57,438,906	47,111,372	42,333,217
	市税計	509,474,366	465,323,382	442,302,241	381,909,899	349,338,547
市税以外	老人ホーム入所負担金	2,251,001	1,127,051	1,617,891	1,832,244	1,778,493
	保育料	27,380,100	18,998,550	16,909,480	13,865,920	10,547,890
	市営墓地管理料	46,200	12,600	73,500	18,900	17,040
	公営住宅使用料	13,410,709	9,104,292	7,424,695	5,855,934	5,692,017
	公営住宅駐車場使用料	272,233	200,050	190,421	159,618	151,102
	コミュニティ・プラント施設使用料	1,658,888	1,427,665	1,616,873	1,447,718	1,288,344
	市有地貸付収入	42,457	53,396	19,396	224,649	224,972
	生活安定再建資金貸付金	95,720,907	91,692,860	87,309,860	84,786,360	81,875,360
	災害援護資金貸付金償還金	25,467,290	24,099,290	22,729,290	21,627,280	20,597,280
	福祉扶助費等返還金(生活保護費返還金)	6,858,554	5,792,492	4,764,225	3,815,638	4,774,617
	福祉扶助費等返還金(児童扶養手当返還金)	582,960	600,960	1,022,690	857,670	932,460
	保健事業費用徴収金	84,700	101,200	91,200	4,900	500
	産後のママサポート事業負担金	0	0	0	6,750	6,750
	公営住宅明渡し強制執行費用	0	0	12,762	12,762	12,762
	市税以外計	173,775,999	153,210,406	143,782,283	134,516,343	127,899,587
一般会計合計		683,250,365	618,533,788	586,084,524	516,426,242	477,238,134
国民健康保険特別会計	国民健康保険税	423,650,805	404,248,479	391,870,964	378,915,846	364,008,839
	一般被保険者返納金	0	0	1,077,856	446,011	240,042
国民健康保険特別会計合計		423,650,805	404,248,479	392,948,820	379,361,857	364,248,881
温泉使用料		20,091,830	21,825,146	21,775,146	21,765,146	21,740,146
後期高齢者医療保険料		1,856,416	1,526,291	1,266,713	1,295,166	1,798,066
水道料金		15,050,671	17,634,985	22,374,730	29,340,620	29,378,644
特別会計・企業会計合計		460,649,722	445,234,901	438,365,409	431,762,789	417,165,737
奨学金貸付基金		12,739,000	13,646,000	12,416,500	11,372,000	12,003,000
総合計		1,156,639,087	1,077,414,689	1,036,866,433	959,561,031	906,406,871

収入未済金額の推移については一部増加が見られるものもあるが、全体的には減少している。しかしながら、金額自体は依然として高額であるので、より効果的な収納対策が必要である。

(円)



6. 各債権の状況及び監査の結果

(1) 市税及び国民健康保険税

①根拠法令等

国税徴収法、地方税法、民法、島原市税条例、島原市税条例施行規則、
島原市都市計画税条例、島原市国民健康保険税条例、
島原市国民健康保険税条例施行規則

②概要

地方税は、地方公共団体が課税権の主体となるもので、地方税法の定めるところにより、
賦課徴収することができる。(地方自治法第 223 条、地方税法第 2 条)

島原市税条例においては普通税を市民税、固定資産税、軽自動車税、市たばこ税、特別
土地保有税とし、目的税を入湯税、都市計画税、国民健康保険税と定めている。

債権の種別…公債権

強制徴収の可否…可

市税と国民健康保険税の合計額で見ると、以下のようになる。

市税と国民健康保険税の推移

(単位:円、%)

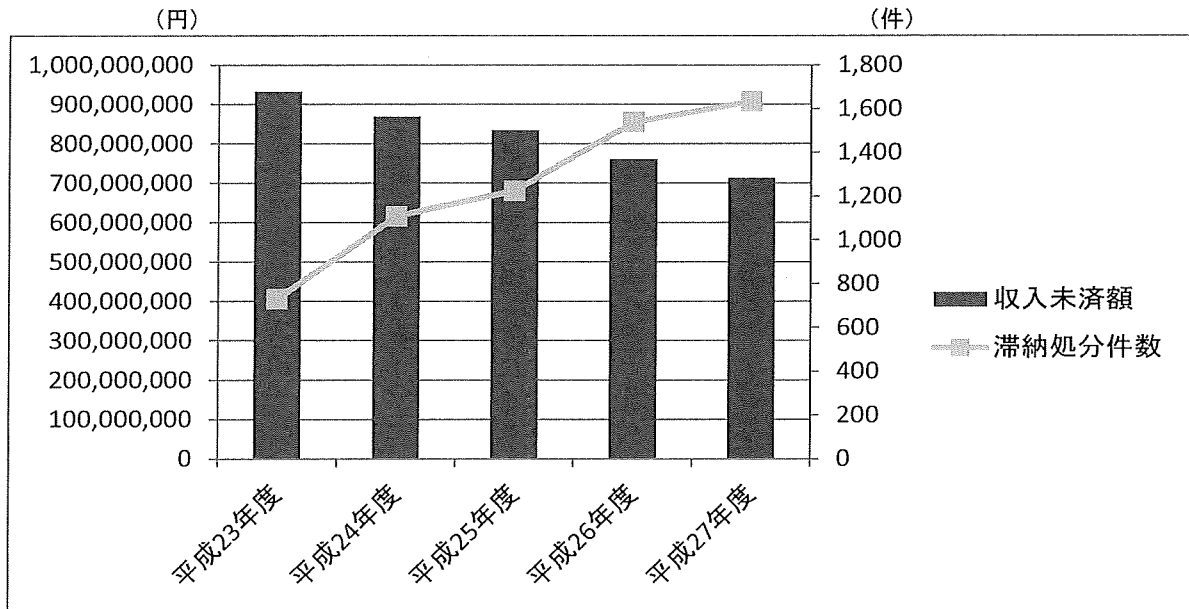
区 分		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	
市 税	現 年 度 分	調定額	4,450,210,900	4,282,540,100	4,317,700,700	4,322,294,700	4,257,549,000
		収入済額	4,384,022,898	4,229,667,998	4,268,731,616	4,273,760,030	4,209,300,799
		不納欠損額	1,376,534	3,552,959	1,118,144	213,852	825,970
		還付未済額	0	6,000	0	0	0
		収入未済額	64,811,468	49,319,143	47,850,940	48,320,818	47,422,231
		収納率	98.51	98.77	98.87	98.88	98.87
	滞 納 繰 越 分	調定額	561,212,105	509,318,841	458,670,619	441,694,372	381,716,027
		収入済額	80,542,750	45,837,456	43,131,309	47,047,760	37,695,141
		不納欠損額	36,006,457	47,477,146	21,088,009	61,057,531	42,104,570
		還付未済額	0	0	0	0	0
		収入未済額	444,662,898	416,004,239	394,451,301	333,589,081	301,916,316
		収納率	14.35	9.00	9.40	10.65	9.88
	合 計	調定額	5,011,423,005	4,791,858,941	4,776,371,319	4,763,989,072	4,639,265,027
		収入済額	4,464,565,648	4,275,505,454	4,311,862,925	4,320,807,790	4,246,995,940
		不納欠損額	37,382,991	51,030,105	22,206,153	61,271,383	42,930,540
		還付未済額	0	6,000	0	0	0
		収入未済額	509,474,366	465,323,382	442,302,241	381,909,899	349,338,547
		収納率	89.09	89.22	90.27	90.70	91.54
国民健康保険税	現 年 度 分	調定額	1,493,034,700	1,447,694,000	1,453,934,400	1,383,285,300	1,340,345,800
		収入済額	1,423,059,051	1,382,733,066	1,390,096,252	1,320,577,267	1,274,427,295
		不納欠損額	68,400	354,200	616,900	224,000	1,094,000
		還付未済額	32,300	54,900	34,200	1,500	0
		収入未済額	69,907,249	64,606,734	63,221,248	62,484,033	64,824,505
		収納率	95.31	95.51	95.61	95.47	95.08
	滞 納 繰 越 分	調定額	462,943,817	421,830,605	399,069,345	388,637,698	375,583,246
		収入済額	42,435,892	41,620,196	42,102,199	46,558,014	46,954,166
		不納欠損額	66,764,369	40,568,664	28,317,430	25,647,871	29,444,746
		還付未済額	0	1,500	8,000	0	0
		収入未済額	353,743,556	339,641,745	328,649,716	316,431,813	299,184,334
		収納率	9.17	9.87	10.55	11.98	12.50
	合 計	調定額	1,955,978,517	1,869,524,605	1,853,003,745	1,771,922,998	1,715,929,046
		収入済額	1,465,494,943	1,424,353,262	1,432,198,451	1,367,135,281	1,321,381,461
		不納欠損額	66,832,769	40,922,864	28,934,330	25,871,871	30,538,746
		還付未済額	32,300	56,400	42,200	1,500	0
		収入未済額	423,650,805	404,248,479	391,870,964	378,915,846	364,008,839
		収納率	74.92	76.19	77.29	77.16	77.01
合 計	現 年 度 分	調定額	5,943,245,600	5,730,234,100	5,771,635,100	5,705,580,000	5,597,894,800
		収入済額	5,807,081,949	5,612,401,064	5,658,827,868	5,594,337,297	5,483,728,094
		不納欠損額	1,444,934	3,907,159	1,735,044	437,852	1,919,970
		還付未済額	32,300	60,900	34,200	1,500	0
		収入未済額	134,718,717	113,925,877	111,072,188	110,804,851	112,246,736
		収納率	97.71	97.94	98.05	98.05	97.96
	滞 納 繰 越 分	調定額	1,024,155,922	931,149,446	857,739,964	830,332,070	757,299,273
		収入済額	122,978,642	87,457,652	85,233,508	93,605,774	84,649,307
		不納欠損額	102,770,826	88,045,810	49,405,439	86,705,402	71,549,316
		還付未済額	0	1,500	8,000	0	0
		収入未済額	798,406,454	755,645,984	723,101,017	650,020,894	601,100,650
		収納率	12.01	9.39	9.94	11.27	11.18
	合 計	調定額	6,967,401,522	6,661,383,546	6,629,375,064	6,535,912,070	6,355,194,073
		収入済額	5,930,060,591	5,699,858,716	5,744,061,376	5,687,943,071	5,568,377,401
		不納欠損額	104,215,760	91,952,969	51,140,483	87,143,254	73,469,286
		還付未済額	32,300	62,400	42,200	1,500	0
		収入未済額	933,125,171	869,571,861	834,173,205	760,825,745	713,347,386
		収納率	85.11	85.57	86.65	87.03	87.62

平成23年度からの収入未済額の推移を見ると年々減少してきており、収入未済金の抑制(滞納処分、ファイナンシャルプランナーの活用等)に努めた成果が表われている。

収入未済額と滞納処分の比較

(単位:円、件)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
収入未済額	933,125,171	869,571,861	834,173,205	760,825,745	713,347,386
滞納処分件数	732	1,110	1,226	1,540	1,634



滞納処分の件数が増えると収入未済額が減少しており、その結果、収納率が向上している。

③監査結果

- ・法人の滞納に対する対応について、誓約書を提出させる段階で、役員個人にその保証を求めることの可能性についての検討をお願いしたい。
- ・不納欠損における処分理由としての生活困窮の判断基準を整備すること。臨戸訪問担当者の判断が恣意的にならないためにも、多くの事例を揃えて統一的で明確な判断基準とすること。
- ・外国人未納者の帰国については、所在等の追及ができず債権の回収が困難となっている。徴収方法の検討など、その対応策を国や県に働きかけることを含め、前へ進めるべきである。

(2) 老人ホーム入所負担金

①根拠法令等

老人福祉法、
身体障害者福祉法、知的障害者福祉法及び老人福祉法等による負担金徴収規則、
島原市老人福祉法施行細則

②概要

老人福祉法第 28 条の規定に基づき、養護老人ホーム等の入所者又はその扶養義務者から入所施設の費用を負担能力に応じて、全部又は一部を徴収する。

対象となる施設数等 (平成 29 年 2 月 15 日現在)

施設数	7 施設 (うち市内 1 施設)
入所者数	47 名

債権の種別…公債権	強制徴収の可否…否
-----------	-----------

③監査結果

- ・未納者の記録について、個別の債権管理台帳が作成されていないものがあつた。作成については義務付けられたものではないが、債権を適正に管理するため、整備を検討されたい。
- ・督促については、電話等で口頭により行われているが、相手方に対して明確に履行を促すとともに、後日の紛争を少なくするためにも、書面による督促を行われたい。
- ・未収金整理事務において、未納者に対し納付書を送付し、その後納付がなくとも何ら連絡等していないものがあつた。電話や臨戸など直接話をする場を設け、常に未納者の実態把握に努め、未収金解消のための対策を検討されたい。
- ・島原市財務規則第 46 条第 1 項に定める調定の繰越通知がなされていない。

(3) 保育料

①根拠法令等

児童福祉法、子ども・子育て支援法、島原市子どものための教育・保育給付に係る利用者の保育料に関する規則

②概要

児童福祉法の規定に基づき、保育を必要とする乳児・幼児につき保護者の下から通わせて保育する保育所に入所させたとき、その費用について扶養義務者等から徴収するもの。負担金額については、家計に与える影響を考慮して扶養義務者等の前年度分又は現年度分の市民税の課税状況による階層に区分された金額となっている。(4～8月分を前年度、9～3月分を現年度の市民税の課税額で区分する)

保育所数等 (平成 29 年 2 月 1 日現在)

施設対象数 34 箇所 (市内公立 1 箇所、市内私立 20 箇所)
(市外公立 0 箇所、市外私立 13 箇所)

入所者数 市内公立 50 名、市内私立 1,518 名
市外公立 0 名、市外私立 39 名

(参考) 認定こども園

施設対象数 5 箇所 (市内公立 0 箇所、市内私立 5 箇所)
(市外公立 0 箇所、市外私立 7 箇所)

入所者数 市内公立 0 名、市内私立 444 名
市外公立 0 名、市外私立 19 名

※認定こども園の保育料は、扶養義務者等が園へ直接の支払いをするため、本市が徴収する分は発生しない。

債権の種別…公債権

強制徴収の可否…可

③監査結果

- ・不納欠損について 8 名処理されているが、個別の債権管理台帳の交渉記録を見る限り、真に不納欠損処理されてよいか疑問に感じるものが見受けられた。積極的な納付相談を実施し、その記録は台帳に残しておき、保育料の一部の納付あるいは納付誓約書を提出させるなどして時効の中断をとるなど、安易な不納欠損とならないよう、検討していただきたい。
- ・また、支払能力があるにもかかわらず未納となっている者については、負担の公平性の確保の観点から強制徴収についても検討されたい。
- ・島原市財務規則第 46 条第 1 項に定める調定の繰越通知がなされていない。
- ・滞納者に対する督促状を発行する場合は、「島原市税外収入金の督促手数料及び延滞金に関する条例」第 3 条により、納期限後 20 日以内に行うこと。

- ・未収金解消のための債権管理事務について、全庁的に統一された手順や基準等に基づいた処理が望ましいことから、各種の判断基準等を定めた債権管理マニュアルの整備を検討されたい。
- ・新たな滞納を発生させないために、納付がない場合にはすぐに督促をする。未収金がたまり始める前に早期に連絡をするなどの初期の対応が必要。
- ・滞納者の中には、死亡した者や行方不明者もいる。追跡調査をしっかりと行い、真に回収不能と思われるものについては、債権の放棄について検討されたい。

(4) 市営墓地管理料

①根拠法令等

墓地、埋葬等に関する法律、島原市営墓地条例、島原市営墓地条例施行規則

②概要

島原市営墓地条例の規定に基づき設置した市営墓地における1区画ごとの管理料である。

条例に定める市営墓地の箇所数等 5箇所 766区画

債権の種別…私債権

強制徴収の可否…否

③監査結果

- ・未納者の記録について、個別の債権管理台帳が作成されていない。作成については義務付けられたものではないが、債権を適正に管理するため、整備を検討されたい。
- ・市営墓地管理料は、2年に1回、2年分を徴収しているが、その是非及び管理料の金額の見直しを検討すること。
- ・将来的に無縁墓地が発生した場合、墓地の撤去に係る費用を市が負担することになる。このことを想定して、別途敷金的な費用の徴収をするべきと考える。
- ・市営墓地と慣習墓地の管理に係る費用面からの整理を行うこと。
- ・市営墓地の管理料の徴収について市内の他の墓地とのバランスを検討すること。

(5) 公営住宅使用料、公営住宅駐車場使用料、公営住宅明渡強制執行費用

①根拠法令等

公営住宅法、島原市営住宅条例、島原市営住宅条例施行規則

②概要

市営住宅は、公営住宅法に基づき、住宅に困窮する低額所得者等に対して低廉な家賃で入居させることにより、生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的に設置している。

市営住宅の共同施設として整備された駐車場を使用している者については、その使用料を徴収している。(駐車場使用料)

また、住宅使用料等に滞納が発生し、裁判所へ強制執行の申し立てをした場合に要した費用については、相手方へ請求している。(公営住宅明渡強制執行費用)

市営住宅の団地数及び戸数 19 団地、961 戸

うち駐車場を整備している団地数及び駐車可能台数 14 団地、705 台

債権の種別…私債権

強制徴収の可否…否

③監査結果

- ・起案文書において、島原市文書管理規程第 35 条に定める施行年月日が記入されていないものが見受けられた。
- ・新たな滞納者を増やさないための迅速な対応をとること。
- ・入居時の未納者への利用制限(入居後、滞納が発生した場合の利用制限等)を検討されたい。
- ・滞納者の中には、死亡した者や行方不明者もいる。追跡調査をしっかりと行い、真に回収不能と思われるものについては、債権の放棄について検討されたい。
- ・滞納を増やさないための対策として、保証人への早期の通知の送付をすることを検討されたい。

(6) コミュニティ・プラント施設使用料

①根拠法令等

島原市コミュニティ・プラントの設置及び管理に関する条例、

島原市コミュニティ・プラントの設置及び管理に関する条例施行規則

②概要

し尿及び生活雑排水を処理するため設置された、島原市コミュニティ・プラントの汚水処理施設使用料である。

コミュニティ・プラントの施設使用者数（平成 28 年 3 月 31 日現在）

船泊コミュニティ・プラント 136 名

仁田コミュニティ・プラント 309 名

債権の種別…公債権

強制徴収の可否…否

③監査結果

- ・島原市財務規則第 46 条第 1 項に定める調定の繰越通知がなされていない。
- ・使用料、手数料、税も含めた滞納処理については、その情報を他部署と共有することが必要である。
- ・滞納者の中には、死亡した者や行方不明者もいる。追跡調査をしっかりと行い、真に回収不能と思われるものについては、債権の放棄について検討されたい。

（7）市有地貸付収入

①根拠法令等

島原市有財産規則、島原市行政財産使用料条例

②概要

島原市が所有する普通財産のうち、島原市有財産規則の規定により貸付を行った土地の貸付料である。

普通財産の貸付件数 36 件（平成 29 年 1 月 31 日現在）

債権の種別…私債権

強制徴収の可否…否

③監査結果

- ・未納者の記録について、個別の債権管理台帳が作成されていない。作成については義務付けられたものではないが、債権を適正に管理するため、整備を検討されたい。
- ・督促については、個別訪問時等で口頭により行われているが、相手方に対して明確に履行を促すとともに、後日の紛争を少なくするためにも、書面による督促を行われたい。

- ・島原市財務規則第 46 条第 1 項に定める調定の繰越通知がなされていない。
- ・収納簿については、当該年度分と滞納繰越分とに区別して編さんすること。（島原市財務規則第 46 条第 2 項）
- ・臨戸の際の現金の保管については、職員の事務机にて行われている。事故等为了避免のため、施錠できる金庫等での保管をすること。また、その現金を会計課へ納める際は、複数の職員での確認を怠らないこと。
- ・滞納が発生している者に対する問題の解決について、早期の解消を考えてほしい。
- ・未収金の回収を確実にものにするため、貸付の契約を行う際、保証人をつけることを検討してほしい。

（８）生活安定再建資金貸付金

①根拠法令等

雲仙岳噴火災害に係る生活安定再建資金貸付要綱

②概要

平成 3 年雲仙岳噴火災害において長期的な避難生活を送ることを余儀なくされ、経済的かつ精神的に相当の負担を強いられている避難世帯に対し、その世帯の生活再建を支援し、生活意欲の増進に資するための貸付金である。

総貸付金額及び貸付人数 1,745,200,000 円 1,748 名

債権の種別…私債権

強制徴収の可否…否

③監査結果

- ・納付書の発送において、起案書が作成されていない。島原市事務決裁規則第 19 条第 11 号に定める課長の決裁を受けてから発送すること。また、納付書の送付が一部の未納者のみに送付されている。基本的に、全ての未納者に対して発送すべきである。
- ・島原市財務規則第 46 条第 1 項に定める調定の繰越通知がなされていない。
- ・個別の経過記録票においては、担当者の氏名を明記のうえ課内回覧を行い、経過の記録情報の共有化を図っていただきたい。
- ・滞納者の中には、死亡した者や行方不明者もいる。追跡調査をしっかりと行い、真に回収不能と思われるものについては、債権の放棄について検討されたい。

- ・未収金解消のための債権管理事務について、全庁的に統一された手順や基準等に基づいた処理が望ましいことから、各種の判断基準等を定めた債権管理マニュアルの整備を検討されたい。
- ・残っている債権については、もっと積極的に債務者と接触を行い、未収金を回収する努力をお願いしたい。
- ・和解勧告 7 件、納付誓約書提出 2 件、これらについては全く入金されておらず、徴収努力の結果が出ていない。強い対応をお願いしたい。

(9) 災害援護資金貸付金償還金

①根拠法令

災害弔慰金の支給等に関する法律、災害弔慰金の支給等に関する法律施行令、
島原市災害弔慰金の支給等に関する条例、島原市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

②概要

災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、被害を受けた世帯の市民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため災害援護資金の貸付けを行っているもののうち、その償還期限が過ぎたものである。

【貸付限度額】

世帯主が 1 ヶ月以上の負傷をした場合		世帯主の負傷がない場合	
住居の損害がない場合	150 万円	家財の 1/3 以上の損害	150 万円
家財の 1/3 以上の損害	250 万円	住居の半壊	170 万円
住居の半壊	270 万円	住居の全壊	250 万円
住居の全壊	350 万円	住居の全体が滅失	350 万円

債権の種類別…私債権

強制徴収の可否…否

③監査結果

- ・未納者について、和解をしている者の中で、和解の成立から 10 年の期限を迎える者がいる。
早急に対応策を検討され、適正な債権管理に努められたい。

- ・未収金整理事務において、未納者に対し納付書を送付し、その後納付がなくとも何ら連絡等していないものが一部あった。電話や臨戸など直接話をする場を設け、常に未納者の実態把握に努め、未収金解消のための対策を検討されたい。
- ・島原市財務規則第 46 条第 1 項に定める調定の繰越通知がなされていない。
- ・未収債権について、滞納者との接触がなされていない。積極的に接触を行い、回収する努めを果たすべきである。

（１０）福祉扶助費等返還金（生活保護費返還金）

①根拠法令

生活保護法

②概要

生活保護法第 63 条による返還（後から生命保険や年金等により収入が発生したとき）や、第 78 条による徴収（不正な手段による受給が判明したとき）によるもの。

生活保護世帯数及び人数 423 世帯、550 名（保護率 1.22%）（平成 28 年 12 月 31 日現在）

債権の種別…公債権

強制徴収の可否…可

③監査結果

- ・未納者の記録について、個別の債権管理台帳が作成されていない。作成については義務付けられたものではないが、債権を適正に管理するため、整備を検討されたい。
また、適正な債権管理を行うため、その台帳には督促状、催告書の発送、電話、訪問等の記録を整理しておくこと。
- ・地方自治法第 231 条の 3 第 1 項に定める督促が、平成 27 年度においてはなされていない。督促を受けた者が指定された期日までにその納付すべき金額を納付しないときは、地方税の滞納処分の例により処分することができる（同条第 3 項）とされており、督促が滞納処分の前提条件となっている。また、督促は時効中断の効力を生ずる（同法第 236 条第 4 項）ので、関係法令に基づいた事務処理をされたい。
- ・未収金整理事務において、未納者に対し納付書を送付し、その後納付がなくとも何ら連絡等していないものがあった。常に未納者の実態把握に努め、電話や臨戸など直接話をする場を設け、未収金解消のための対策を検討されたい。
- ・島原市財務規則第 46 条第 1 項に定める調定の繰越通知がなされていない。

(11) 福祉扶助費等返還金（児童扶養手当返還金）

①根拠法令

児童扶養手当法

②概要

児童扶養手当とは、父または母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活安定と自立促進に寄与するため、児童扶養手当法に基づき支給されるもの。

児童扶養手当受給者数 553 名（平成 29 年 1 月 31 日現在）

債権の種別…公債権

強制徴収の可否…否

③監査結果

- ・起案文書において、島原市文書管理規程第 35 条に定める施行年月日が記入されていないものが見受けられた。
- ・島原市財務規則第 46 条第 1 項に定める調定の繰越通知がなされていない。
- ・督促については、窓口等で口頭により行われているが、相手方に対して明確に履行を促すと共に、後日の紛争を少なくするためにも、書面による督促を行われたい。

(12) 保健事業費費用徴収金

①根拠法令

地方自治法

②概要

各種検診時（人間ドック、各種がん検診）における個人負担金のことである。

債権の種別…公債権

強制徴収の可否…否

③監査結果

- ・未納者の記録について、個別の債権管理台帳が作成されていない。作成については義務付けられたものではないが、債権を適正に管理するため、整備を検討されたい。
- ・島原市財務規則第 46 条第 1 項に定める調定の繰越通知がなされていない。

(13) 産後のママサポート事業負担金

①根拠法令

島原市産後のママサポート事業実施要綱、島原市産後のママサポート事業事務処理要領

②概要

島原市に在住する、出産前2か月の日から子どもが1歳を経過する日までの母親で、出産前後、身内などにより育児や家事の援助を受けられない者に対し、育児及び家事等の援助を行う者を派遣する事業。

なお、平成27年度までは、出産の日から6か月を経過する日までが対象。

《業務の内容》

- ・育児援助…授乳、おむつ交換、沐浴補助など
- ・家事援助…調理、掃除、洗濯など
- ・育児や家事に関する相談、助言

《年度ごとの実績》

	利用者数	利用日数(延)	利用時間(延)
平成26年度	7名	60日	106時間
平成27年度	8名	103日	172時間

債権の種別…私債権

強制徴収の可否…否

③監査結果

- ・島原市財務規則第46条第1項に定める調定の繰越通知がなされていない。
- ・電話による督促等行われているようではあるが、個別訪問等を積極的に実施され、未納者の経済的な状況の把握に努め、未納金の一部納付や納付誓約書を提出させるなど、時効中断の措置をとることも検討されたい。

(14) 一般被保険者返納金（国民健康保険事業特別会計）

①根拠法令

国民健康保険法

②概要

島原市国民健康保険の資格を喪失している（転出、就職等による社会保険取得の遡及

及びその届出の遅れ)にもかかわらず、島原市国民健康保険被保険者証を使用して医療機関等を受診されたため、島原市国民健康保険が支払った医療費を返納してもらうもの。

国民健康保険被保険者数 14,534 名 (平成 29 年 1 月 31 日現在)

債権の種別…公債権

強制徴収の可否…可

③監査結果

- ・未納者について、平成 27 年 4 月に催告書を発送しているが、一部の者に対してのみ発送されている。全ての未納者に対して発送すべきである。
- ・未納者の記録について、個別の債権管理台帳が作成されてはいるが、督促状の発送や個別相談等の記録がされていない。債権を適正に管理するため、特に個別相談等の記録については、後日の紛争を少なくするためにも、随時記録をされたい。
- ・起案文書において、島原市文書管理規程第 35 条に定める施行年月日が記入されていないものが見受けられた。
- ・不納欠損について 12 名処理されているが、個別の債権管理台帳の交渉記録を見る限り、真に不納欠損処理されてよいか疑問に感じる部分がある。積極的な納付相談を実施しその記録は台帳に残しておき、返納金の一部の納付あるいは納付誓約書を提出させるなどして時効の中断の措置をとるなど、安易な不納欠損とならないよう、検討していただきたい。また、支払能力があるにもかかわらず未納となっている者については、負担の公平性の確保の面から強制徴収についても検討されたい。
- ・不納欠損処分については、島原市財務規則第 45 条により市長の決裁が必要であるが、部長までの決裁しかなされていない。また、不納欠損とする根拠法令や理由についても明記した上で、決裁を受けられたい。
- ・島原市財務規則第 46 条第 1 項に定める調定の繰越通知がなされていない。
- ・安易な不納欠損とならないようもっと未納者と折衝する努力をして状況を確認すること。また、生活状況等を逐次確認しながら、場合によっては差し押さえることも必要である。

(15) 温泉使用料（温泉給湯事業特別会計）

①根拠法令

島原市温泉給湯条例、島原市温泉給湯条例施行規則

②概要

島原市温泉給湯事業により供給している温泉の使用料である。

温泉は、旅館、公衆浴場及びこれらに類する施設に供給する普通供給と、普通供給以外（一般家庭等）の特別供給がある。

供給種類別件数 普通供給 7 件、特別供給 34 件(平成 29 年 1 月 31 日現在)

債権の種別…私債権

強制徴収の可否…否

③監査結果

- ・未納者の記録について、個別の債権管理台帳が作成されていない。作成については義務付けられたものではないが、債権を適正に管理するため、整備を検討されたい。
- ・督促については、個別訪問時等で口頭により行われているが、相手方に対して明確に履行を促すとともに、後日の紛争を少なくするためにも、書面による督促を行われたい。
- ・島原市財務規則第 46 条第 1 項に定める調定の繰越通知がなされていない。
- ・平成 24 年 9 月以降接触をしていない未納者がいる。未納問題が発生した場合は、地方自治法第 240 条第 2 項において「督促、強制執行その他その保全及び取立てに関し必要な措置をとらなければならない。」とされていることから、未納者の実態把握に努め、場合によっては強制執行の実施に向けて検討する必要がある。
- ・滞納を発生させないための条例の見直しを検討してほしい。（滞納者に対する給湯停止規程の整備）
- ・未収金解消のための債権管理事務について、全庁的に統一された手順や基準等に基づいた処理が望ましいことから、各種の判断基準等を定めた債権管理マニュアルの整備を検討されたい。

(16) 後期高齢者医療保険料（後期高齢者医療特別会計）

①根拠法令

高齢者の医療の確保に関する法律、高齢者の医療の確保に関する法律施行令、
島原市後期高齢者医療に関する条例、島原市後期高齢者医療に関する条例施行規則

②概要

後期高齢者医療保険料の納付方法については、年金から天引きして納入される特別徴収と、納付書又は口座振替により納入される普通徴収とに分けられる。

後期高齢者医療被保険者数 8,161 名（平成 29 年 1 月 31 日現在）

債権の種別…公債権

強制徴収の可否…可

③監査結果

- ・不納欠損について 7 名処理されているが、個別の債権管理台帳の交渉記録を見る限り、真に不納欠損処理されてよいか疑問に感じる部分がある。保険料の負担の公平性の観点から、積極的な納付相談を個別に実施し、保険料の一部の納付あるいは納付誓約書を提出させるなどして時効の中断の措置をとるなど、安易な不納欠損とならないよう、検討していただきたい。また、支払能力があるにもかかわらず未納となっている者については、負担の公平性の確保の面から強制徴収についても検討されたい。
- ・島原市財務規則第 46 条第 1 項に定める調定の繰越通知がなされていない。
- ・起案文書において、島原市文書管理規程第 35 条に定める施行年月日が記入されていないものが見受けられた。
- ・起案文書において、島原市文書管理規程第 17 条に定める回議用紙が用いられていないものが見受けられた。
- ・未収金をこれ以上増やさないために、徴収の回数を増やすなどの初期の行動が重要である。
- ・未収金解消のための債権管理事務について、全庁的に統一された手順や基準等に基づいた処理が望ましいことから、各種の判断基準等を定めた債権管理マニュアルの整備を検討されたい。

(17) 水道料金（水道事業会計）

①根拠法令

水道法、島原市水道事業給水条例

②概要

（平成 28 年 3 月 31 日現在）

事業名		給水人口（人）	給水戸数（戸）
上水道事業		43,544	19,398
簡易水道事業	中木場簡易水道事業	1,733	556
	油堀・長貫簡易水道事業	454	124
	小 計	2,187	680
水道事業合計		45,731	20,078

水道事業は、給水人口が 101 人以上 5,000 人以下のものである簡易水道事業と簡易水道事業以外の水道事業である上水道事業に区分される。簡易水道事業と上水道事業は、水質基準及び施設基準、維持管理については、同じ取り扱いである。

水道料金については、平成 18 年 1 月の旧有明町と合併後しばらくは、旧市町の料金体系であったが、平成 22 年 9 月に旧島原市を改定し、その後、更に改定を行い平成 26 年度から統一した料金体系である。

債権の種別…私債権

強制徴収の可否…否

③監査結果

- ・起案文書において、島原市文書管理規程第 26 条に定める決裁年月日、及び同規程第 35 条に定める施行年月日が記入されていないものが見受けられた。
- ・起案文書において、島原市文書管理規程第 17 条に定める回議用紙が用いられていないものが見受けられた。
- ・停水予告通知を 4 ヶ月で行っているが、早期の未収対策のため、もう少し早めに発送をするべきでないか。
- ・コンビニで支払う場合と、口座引き落としで支払う場合に、市が支払う手数料に差がある（コンビニ支払いの方が高い）。また、未収金を生じさせない意味からも、口座引き落とし率を高める方策を検討されたい。
- ・使用料、税金等の未納のある人については、その情報を他部署と共有することが必要である。

- ・滞納者の中には、死亡した者や行方不明者もいる。追跡調査をしっかりと行い、真に回収不納と思われるものについては、債権の放棄について検討されたい。

(18) 奨学金貸付基金

①根拠法令

島原市奨学金貸付基金条例、島原市奨学金貸付基金条例施行規則

②概要

島原市奨学金貸付基金条例の規定に基づき、有為な人材の育成に資することを目的とし、経済的理由により修学が困難な者に奨学金を貸し付ける制度。

平成 28 年 3 月 31 日現在貸付残額 53,949 千円 (121 名)

債権の種別…私債権

強制徴収の可否…否

③監査結果

- ・残っている債権については、もっと積極的に接触を行い、未収金を回収する努力をお願いしたい。
- ・未収金解消のための債権管理事務について、全庁的に統一された手順や基準等に基づいた処理が望ましいことから、各種の判断基準等を定めた債権管理マニュアルの整備を検討されたい。

7. むすび

以上がそれぞれの収入未済金に対する具体的な指摘であるが、滞納債権については、収納率の低さからもその徴収の難しさがうかがえ、また、そこに多くの時間が費やされているものと考えられる。徴収事務を取り扱う上で、課税の公平性と徴収コストのバランスを念頭に進めていくことになるが、担当者の判断において、滞納債権事務を遂行することについては大変難しいものがあるところに、今回の監査の指摘事項の多くが関連しているものと考えられる。以下、全庁的に感じたところを次に述べる。

①債権管理におけるマニュアルの整備

債権管理について感じたことが、滞納を生じさせないための仕組み、初期対応、滞納者との折衝、財産・生活状況の把握、納税意識の啓蒙、納付計画等の仕方や不履行に伴い生じる手続き等、滞納債権の徴収事務についてのノウハウ、考え方、判断基準等を総合的にわかり易く示したマニュアル的なものを備えるべきではということである。

そうしたものが整備されれば、担当者における判断においても、管理職の確認においても、効率的に進められる部分もでてくると考える。また、何よりも年度や担当者によって対応が異なるという恣意性の問題も避けられると考える。

②債権管理における初期対応の重要性

滞納債権の回収の難しさを考えると、滞納が発生した場合の初期対応は非常に重要であるため、その手順、対応策を再確認していただきたい。債権回収の基本である収入未済金に対する早期対応を徹底し、滞納債権を常態化させないように、特に努めていただきたい。

③不納欠損処分の検討

住民負担の公平性の確保からも債権の回収には全力で努めなければならないが、一方では、時効の取扱いや回収の手続き等が強制徴収公債権とは異なる私債権が、債務者の所在不明、無資力等の理由により回収されずに漫然と所管課で長期にわたり管理されており、事務負担の増大、非効率化を招いている実態が見受けられた。当然、負担能力がある滞納者に対しては厳然と対応すべきであり、債権の放棄や免除等は安易にすべきでないが、真に回収不能な私債権であれば、地方自治法に規定されているとおり議会の議決を経て債権放棄の手続きを行い、不納欠損処分をすべきと考える。

市の財政を取り巻く状況が一段と厳しさを増す中で、未収金の解消を図ることは、財源の確保や公平性を保つ観点から、極めて重要な課題である。また、一般的に債権管理を担当している職員は他の業務も併せて行っており、知識の蓄積を図りながら徴収業務を行うことは容易ではなく、長年にわたる経験の積み上げも必要であり、その苦労は理解するものである。しかしながら、不適切な事務処理は、市民の行政に対する信頼を大きく損ねる結果につながりかねない。これを未然に防ぐためには、職員一人ひとりが、それぞれの事務処理の意味を理解し、適正な事務処理を心がけ、知識・能力の向上を図るとともに、管理職を含めた組織的な対応が重要である。

今後も、効率的、かつ効果的な事務執行に努めていただき、今回の定期監査が債権管理について全庁的に検討する機会として捉えていただき、収入未済金の解消が図られることを期待するものである。

